

首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令等の一部を改正する政令案要綱

第一 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令の一部改正

首都圏の都市開発区域における地方税の不均一課税に伴う措置の適用要件を改めるものとする事。

(第一条関係)

第二 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部改正

近畿圏及び中部圏の都市開発区域における地方税の不均一課税に伴う措置の適用要件を改めるとともに、同措置の適用を平成二十二年三月三十一日まで延長するものとする事。

(第二条関係)

第三 附則

- 一 この政令は平成二十年四月一日から施行するものとする事。
- 二 地方税の不均一課税に伴う措置の適用に関する経過措置を定める事。